発災から10日後
程度から調査開始

被害認定調査（ひがいにんていちょうさ）

被害認定調査とは、地震等の災害により被災した**住家の「被害の程度」**を認定することをいい、市町村が実施します。町は、この認定結果に基づいて、被災者の皆さんに「罹災証明書（りさいしょうめいしょ）」を交付します。

■調査における２つのポイントと被害の程度について

① 公平公正

公平で公正な被害認定調査を実施します。

被害の認定は、国が定める基準に基づいて公平公正に行います。屋根、壁等の経済的被害(損害割合)に基づき、被害の程度を認定します。

（国の調査方法）

（住家の傾斜の計測）

（出典：内閣府ＨＰ）

② 区分判定

[全壊]・[大規模半壊]・[中規模半壊]・[半壊]・[準半壊]・[一部損壊]の６区分で判定を行います。

被害の程度	区分判定					
	全　壊	大規模半壊	中規模半壊	半　壊	準半壊	一部損壊
	50%以上 ⅛dz07/bl゜dzの浸水	40%以上50%未満 ⅛dz00/bl゜dzの浸水	30%以上40%未満 ⅛dz5/bl゜dzの浸水	20%以上30%未満 ⅛dz5/bl゜dzの浸水	10%以上20%未満 ⅛dz5/bl未満の浸水	10%未満 床下浸水

（写真出典元：内閣府ＨＰ、国立研究開発法人　防災科学技術研究所ＨＰ）

罹災証明書とは

- 罹災証明書とは、災害の被害者に遭われた方の申請によって、町が発行する、住家(常時、人が居住している家屋)の被害状況を証明する証明書です。
- 罹災証明書は、火災保険や、各種支援を受けるために必要となることがあります。
- 非住家の被害(倉庫、小屋、車等)に対しては罹災届出証明書(被災証明書)が交付されます。

※罹災証明書に関してのお問い合わせ先　深浦町総務課　TEL：0173-74-2111